**遅　　延　　理　　由　　書**

　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　しましたが、

その際、麻薬及び向精神薬取締法の規定により、

　麻薬　　　　　　者業務廃止届については、１５日以内に

提出すべきところ、失念しており今日まで遅延しておりました。

　今後は、このようなことがないよう十分注意いたしますので寛大なる処置を

お願いいたします。

　　　平成　　　年　　　月　　　　日

 住　所

 氏　名

山口県知事　　村　岡　　嗣　政　　　様